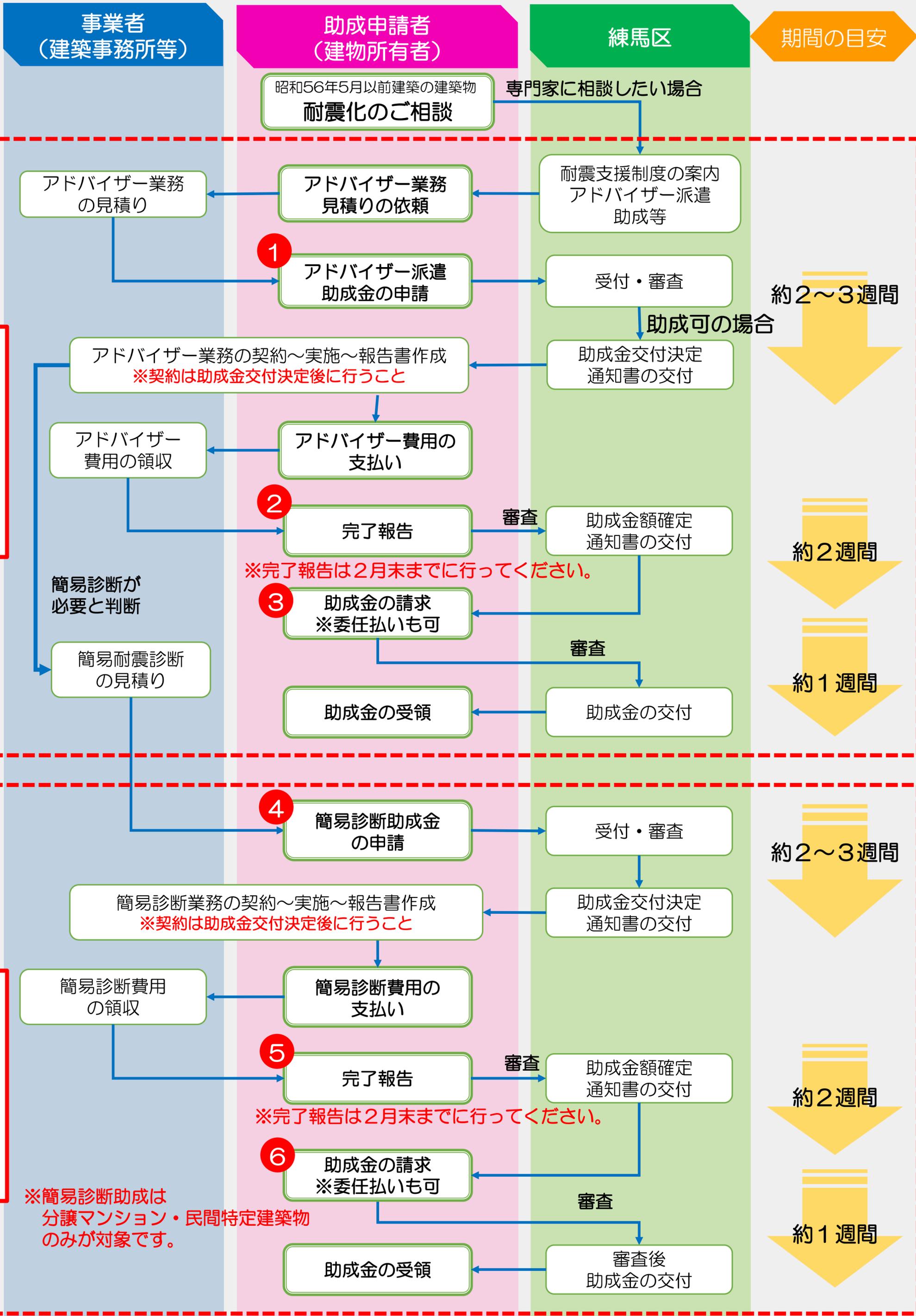


【民間建築物（住宅以外）】アドバイザー派遣・簡易診断助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間や内容が異なることがあります。

【民間建築物（住宅以外）】アドバイザー派遣・簡易診断助成の必要書類

①、④助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	助成金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本等）
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
<input type="checkbox"/>	見積書（アドバイザー費用、簡易診断費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	【区分所有者がいる／④簡易診断助成金の申請の場合】 ・簡易診断の実施に関して管理組合等の合意を証する書類の写し

②、⑤完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	実績報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（費用の支払いを証する書類）の原本および写し →原本は返却します
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	アドバイザー派遣報告書、簡易結果報告書の写し（1部）
<input type="checkbox"/>	助成金交付決定通知書（第2号様式）の写し

③、⑥助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・助成金受領委任届（第9号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、アドバイザー費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例) アドバイザー費等5万円、助成金4万3千円の場合

